

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	鳥取市 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和7年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、資格管理事務、給付事務及び賦課事務等(以下を参照)を行うものである。番号法においては、別表44の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>【資格管理事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ資格確認書等を交付する。</p> <p>【給付事務】 被保険者が医療機関等で受けた療養の給付、療養費及び高額療養費等の各種給付を行う。</p> <p>【賦課事務】 世帯内の被保険者等における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、保険料額の計算、徴収区分等の決定を行い、世帯主へ通知する。なお、転入した被保険者等の所得を把握するため、前住所地の自治体へ所得照会をする。 ①賦課(更正)決定 ②納付通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 平成30年度から国民健康保険が都道府県単位となり、市町村間で国民健康保険の資格情報及び高額療養費の該当回数を引き継ぐため国民健康保険団体連合会と情報のやりとりを行う。</p> <p>【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)] 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 <特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(申請書確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票(申請書など)に個人番号を出力する。</p>
	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サー

③システムの名称	ー)、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会の根拠) 69、70、71の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉部保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	福祉部 保険年金課 国民健康保険係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-30-8222	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、以下の事を徹底しており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、マイナンバーの登録をする際には複数人で確認する。 ・特定個人情報を含む書類(USBを含む)は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サーバへのアクセスは、それぞれの業務ごとに権限付与されており、職員が不正にアクセスすることはできない。アクセス可能な職員の名簿は毎年度見直しを行っている。さらに、システムログイン時には静脈認証とパスワードの二要素認証を行っていること等から、リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月4日	I 1 ②事務の概要（上段）	<p>国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、資格管理事務、給付事務及び賦課事務等（以下を参照）を行うものである。番号法においては、別表第一項番30の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>【資格管理事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証（被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証など）を送付する。</p> <p>【給付事務】 （略）</p> <p>【賦課事務】 世帯内の被保険者等における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、保険料額の計算、徴収区分等の決定を行い、世帯主へ通知する。なお、転入した被保険者等の所得を把握するため、前住所地の自治体へ所得照会書を送付する。 ①賦課（更正）決定 ②納付通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p>	<p>国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、資格管理事務、給付事務及び賦課事務等（以下を参照）を行うものである。番号法においては、別表44の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>【資格管理事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ資格確認書等を交付する。</p> <p>【給付事務】 （略）</p> <p>【賦課事務】 世帯内の被保険者等における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、保険料額の計算、徴収区分等の決定を行い、世帯主へ通知する。なお、転入した被保険者等の所得を把握するため、前住所地の自治体へ所得照会書を送付する。 ①賦課（更正）決定 ②納付通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p>	事後	
令和7年12月4日	I 3 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 別表第一 30項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第24条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 別表44の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第24条</p>	事後	
令和7年12月4日	I 4 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 42,43,44,45の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 （情報照会の根拠） 第25条、第25条の2、第26条</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（情報提供の根拠） 2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 （情報照会の根拠） 69、70、71の項</p>	事後	
令和7年12月4日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年12月4日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年12月4日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	新規追加項目
令和7年12月4日	IV 8 人手を介在させる作業判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、以下の事を徹底しており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、マイナンバーの登録をする際には複数人で確認する。 ・特定個人情報を含む書類（USBを含む）は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	事後	新規追加項目
令和7年12月4日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である	事後	新規追加項目
令和7年12月4日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	番号連携サーバへのアクセスは、それぞれの業務ごとに権限付与されており、職員が不正にアクセスすることはできない。アクセス可能な職員の名簿は毎年度見直しを行っている。さらに、システムログイン時には静脈認証とパスワードの二要素認証を行っていること等から、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新規追加項目

